

山形県環境教育行動計画の位置付け

【平成25年3月策定 / 平成30年3月中間見直し】

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

(都道府県及び市町村の行動計画)

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

山形県環境基本条例

(環境計画)

第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

第3次山形県環境計画（平成23～32年度）

【平成24年3月策定 / 平成29年3月中間見直し】

【6つの基本目標】

- 1 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築
- 2 再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化
- 3 ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築
- 4 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築
- 5 安全で良好な生活環境の確保
- 6 環境教育を通じた環境の人づくり

《個別計画》

《分野別計画》

山形県環境教育行動計画（平成25～32年度）

【環境教育等の推進のための施策】

- 1 学校、地域等幅広い場における環境教育
 - (1) 学校における環境教育
 - (2) 学校の教職員の資質の向上
 - (3) 家庭や地域等幅広い場における環境教育の推進
 - (4) 人材の育成・活用
 - (5) プログラムの整備
 - (6) 情報の提供
 - (7) 各主体の連携
 - (8) 環境教育の更なる改善に向けた調査研究
- 2 職場における環境を保全・創造・活用する活動及び意欲の増進、環境教育並びに協働取組み

3 拠点機能の拡充

5 情報の積極的公表

4 体験の機会の場の認定

6 国際的な視点での取組み

【計画の進行管理】

- 法8条第5項に基づき、毎年1回、本計画に基づく施策の実施の状況を公表する。
※法第8条第5項 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年1回、行動計画
- 本計画に基づく実施の状況について、必要に応じて、山形県環境教育推進協議会から
- 上位計画である第3次山形県環境計画の見直しに合わせて、計画全体の見直しを行う。